

## 第 V 章 結 語

本書に収録した一連の調査によって、従来伝承だけで実態の不明であったこの地の様相を、ある程度明らかにすることができた。まとめとして H・I 調査区で検出された遺構について、その性格と問題点を述べておきたい。

H・I 調査区で検出された奈良時代の遺構は大きく奈良時代前半と後半にわけることができる。奈良時代前半の遺構は、第 1 次整地層上に形成されたもので、全容は明らかでない。ただし、第 2 次整地層中に奈良時代前半の土器が多く含まれているとともに、土器には著しい摩滅や破損がなく、第 2 次整地に伴う遺構の破壊か、廃棄された土器が混入したものとの解釈が可能である。また SB 1000 の北雨落溝、I 調査区第 2 次整地層中、SB 1080 の柱掘形から軒瓦が出土している。これらの事実から奈良時代前半に何らかの遺構が存在し、なかに瓦葺きの建物を含むものであった可能性が考えられる。当該地に関するこれまでの研究のなかで、岸俊男氏は藤原武智麻呂伝の天平初年（729）頃にみえる習宜の別業をこの地に比定し、武智麻呂没後何らかの経緯で称徳天皇の山荘として利用されるに至ったと推定している。奈良時代前半の遺構の性格を考えると、注目される論考である。ただし地名比定をおもな論拠としており、氏自身が述べるように不確定要素が多い。また軒瓦は平城宮軒瓦編年Ⅲ期に相当するもので、やや新しい点に問題がある。

奈良時代後半の建物遺構については、園池 SG 980 と一体となった宮内相当の規模をもつ建物群と考えられる。SB 1000 が南に庇をもつ点や、SB 1100 など I 調査区西半部の建物群が南北にさらに伸びる点から、全体の建物群の中心は I 調査区南の平坦地にあったと推定される。以上のように考えれば、園池と建物との関係がより整合的に理解できる。建物が大形で園池と一体となった計画的な土地利用が見られるとともに、全体の敷地が少なくとも三坪と六坪との 2 坪にわたるなど、遺構の上からは、京内の一般的な宅地に見られない性格がうかがわれる。遺物の上からも、諸氏が注目するように西に接する七坪で、開基勝宝 31 枚などが出土しており、奈良時代後半の遺構群を称徳天皇山荘跡に比定することも無理ではない。ただしこの伝承自体は鎌倉時代中期までしか遡り得ないことと、続日本紀に該当する記事が見られない点に問題が残る。また続日本紀にみえる西大寺嶋院を当地にあて、それが山荘として伝承されたと考えることも可能である。いずれにしろ今回の調査では遺構に伴う遺物の量が少なく、遺構群の年代幅をこれ以上狭めることはできず、性格を直接明らかにすることも不可能である。

I 調査区で検出した 2 基の火葬墓は、古代の火葬墓の調査例として貴重なばかりでなく、灰釉陶器の流通と使用を考える場合上でも新たな問題を提起している。

この地域の性格を解明するためには、残された未調査区での調査が望まれるとともに、園池を含めたこの地域全体の保存と整備・活用への策が講ぜられねばならない。